

気候 Network 通信



<京都事務所>

〒604-8124 京都市中京区高倉通四條上ル 高倉ビル305

Tel.075-254-1011 / FAX.075-254-1012

E-mail. kikonet@jca.apc.org

URL. http://www.jca.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階

Tel.03-3263-9210 / FAX.03-3263-9463

E-mail. kikotko@jca.apc.org

<郵便振替口座>

00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク)

<銀行振込口座>

東京三菱銀行京都支店

普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

CONTENTS

特集: 温暖化防止のための政策

1. 温暖化対策はポリシーミックスで
2. SB12 報告
3. IPCC 吸収源報告書が完成
- 4-5. 6%削減市民案
循環型社会形成基本法
6. 連続勉強会「Hot Talk Now! 温暖化」
7. 各地の動き
8. 各種ごあんない・事務局からのお知らせ
.....
わたしたちはめざします
- (1) 「抜け穴」をふさぎ、京都議定書の早期発効を!
- (2) 日本政府はまず6%削減できる国内対策を!
- (3) 政策決定プロセスに市民の参加と情報公開を!
- (4) 地球規模の公正のため、南北のNGOの連帯を!
- (5) みんなで協力して温暖化防止を!

~温暖化対策はポリシーミックスで~ 税を含めた新たなスキームへ

.....

2002年京都議定書発効に向けて、ボンで準備会合(SB12)が開かれ、平行して国内対策の議論が始まっている。6月26日、中央環境審議会での環境基本計画見直しのプロセスで地球温暖化対策検討チームから報告書が提出されたが、「京都議定書の6%削減目標の達成という観点から、そのための政策措置について記述したもの」でもある。IGES(財団法人地球環境戦略機構)でもオープンフォーラムを開いて公開での議論が行われている。

今回の温暖化対策チームの報告書では、大綱にまとめられた各省庁の現行の対策は排出削減目標を確実に達成するものではないこと、事業者の自主的取組だけでなく、環境税や国内排出量取引など経済的措置や規制措置、さらに環境投資といった政策を組み合わせ(ポリシーミックス)ていくべきこと、さらに、議定書の批准には、対策の確実な実施の基盤となる排出削減・吸収の計画、モニタリング、対策強化及び日本の数値目標達成のための最終調整(排出量の調達)の各メカニズムが必要として、批准に必要な国内制度の大枠を示しているのが特徴である。しかし、どのようなポリシーをどうミックスするのかは、これからの議論である。

他方、議論の過程で産業界から強い抵抗が示された。こうした動きを反映してか、SB12でも、結果的に日本にとって不利なものであることを認識しつつ、政府は吸収源の抜け穴を最大限拡大することに没頭している。だが、その成果に期待して国内の骨太の対策を先送りしていると、ますます日本の数値目標の達成は困難になる。そのため、議定書の法的拘束力を限りなく消し去ろうとし、不名誉な議定書キラーの評判を定着させている。

11月にハーグで開催されるCOP6で、京都議定書を批准可能なものにしなければならない。しかし、環境保全に意味のあるものに仕上げてこそ、京都議定書は歴史的議定書となる。ドイツは、2010年に自然エネルギー10%の目標を掲げて電力供給法を改正強化し、原発廃止の方針も打ち出した。ドイツ、フランス、イタリア、イギリスでは環境税の実施段階を迎えている。それぞれ問題をかかえつつも、国内の排出削減政策を築いている。京都議定書を批准可能なものにするための外交交渉と国内政策づくりは表裏一体の関係にある。日本がCOP6の最後まで抜け穴の深堀りで終わらないために、今何よりも大切なのは、しっかりとした国内政策づくりにある。

6%削減市民提案をみんなでねり上げていくことがその出発点だ。

気候ネットワークは、あなたのご意見・情報を求めています。皆さんの参加で気候ネットワークを育ててください。
入会の連絡やお問い合わせは気候ネットワーク事務局まで。

～残り5ヶ月に残された交渉～



★SB12の争点

6月12～16日、気候変動枠組条約の第12回補助機関会合(SBI/SBSTA12)がドイツのボンで開催された。97年に採択された京都議定書では具体的なルールを詰めることが出来なかったためその後の会議で継続して交渉が続けられている。今回の会議は、今年11月オランダのハーグで開催される第6回締約国会議(COP6)において最終的に決定することを目指して大きく交渉を前進することが望まれていた。

京都議定書に盛り込まれたものの中には、京都メカニズム(排出量取引・共同実施・クリーン開発メカニズムの3つをまとめて指す)のルールや、目標を守らなかったときにどのような措置を取るのかという遵守の仕組みについて、各国が意見を異にする制度が多く残っている。これらは、京都議定書そのものの実効性を左右する重要な問題である。しかし今回の会議では、大きな対立点である京都メカニズムの上限設定(先進国の国内対策を主とするために国際的な取引などに制限をつけること)や罰則規定など法的拘束力のある規定を盛り込むかどうかという不遵守の際の帰結については、交渉には入らず、対立点を併記する形でペーパーが作られた。

★吸収源をめぐる交渉

特に動きがあったのは森林の吸収の扱いを決める吸収源についての交

渉である。これまで、森林吸収に関する科学的な面からのレポート提出を気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に委ねていたため、「交渉はレポートが出てから」と待ちの状況にあった。しかし、今回は、直前の5月に吸収源に関する特別報告書がIPCCから発表されたため、まさにこれから勝負とばかりに急速に「科学」から「政治」のステージへと移ってきた感がある。会議では吸収源の定義や活動範囲を決定するための材料とするデータ提出(8月1日締切)の様式が決定されたが、日本が先頭に立って自国に都合のよい方式を選んでよいことにした。日本、アメリカ、カナダなどの国々は、国内対策の不十分さを埋め合わせるために森林の吸収を大きくあてにし、さらに対象範囲を拡大し、自国にとって楽になる方向へ導くために交渉を進めようとしている。

★消極的な日本の姿勢

気候ネットワークは兼ねてから吸収源の利用拡大は議定書の最も大きな抜け穴になると主張してきた。日本政府は、京都会議前の議定書交渉において「吸収源を対象にすることは不確実性が高すぎる」と反対の立場を取っていたにも関わらず、もはやそのような名残は微塵もなく、逆に吸収源利用の拡大を最も推進する立場に回って交渉にあたっている。このままの姿勢では、各国の政府や環境NGOからの批判が更に拡大す

ることは明らかだ。

日本の消極的な姿勢は、この吸収源拡大に象徴されるように会議全体を通じてますます顕著になってきている。そのスタンスの根底には「批准しやすい」「誰にでも受け入れられる」議定書を作ろうとしていることがある。これは言い換えれば、全ての抜け穴を容認し何ら温室効果ガスの削減を促すことのない「形だけ」の議定書を作り上げようとしているに過ぎない。

★実効性のある議定書の発効を

私たち日本の市民は、日本政府が推し進めようとするような内容の京都議定書が出来ることを望んではいない。そして多くの国の人々も同様だ。この点で、政府は「誰にでも受け入れられる」というのは、日本自身の都合と一部の国(アメリカなど)を見ているだけに過ぎないことがわかる。現在の危機的な状況を脱するために、私たちは率先して抜け穴拡大を進めている日本政府の交渉ポジションの変更を求め、COP6に向けて声を大にしなければならない。京都という名を得た議定書を効力のないものにしてしまわないように…

次の補助機関会合(SB13)は、9月11～15日、フランスのリヨンで開催される。(なお、1面でもふれたように、COP6は11月13日～24日、オランダ・ハーグで開催される)

* SB議長の写真は Earth Negotiations Bulletin のウェブサイト (<http://www.iisd.ca/climate/>) より

「IPCC吸収源報告書が完成」

2000年5月1～8日までモントリオールで開かれたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の総会合にオブザーバー参加した小倉正さん（気候ネットワーク理事）による「吸収源特別報告書」についてのレポート

●吸収源特別報告書の意義

京都議定書では、森林などの陸上生態系による二酸化炭素（CO₂）吸収の効用と、森林減少の悪影響を認め、国別のCO₂削減目標に組み込んだ。しかしその実際の勘定の仕方や文言の定義がさまざまに解釈可能であることから、COP4会合で各国は決議を行い、政治的な迷宮のような交渉に入る前に、「森林」「植林」「森林減少」などの条文中に用いられている言葉の定義と、考えられる各種の勘定手法、科学的な計測や検証の可能性について解説しオプションを示すよう、温暖化の科学に関するアセスメント機関であるIPCCに求めた。

これに応じてIPCCは、土地利用、土地利用変化及び林業（ULUCF）に関する、いわゆる「吸収源」特別報告書を作成し、この5月のIPCC総会で受領と承認をした。

●報告書のあらすじ

第1部では地球の炭素循環の概説と、そのなかで「ARD（新規植林、再植林、森林減少）活動」（議定書第3条3項の内容）の持つ意味と「追加的な人為的活動」（議定書第3条4項の内容、今後の交渉で決めるべき項目）の持つ意味を示している。

第2部では用語の定義と勘定手法の重要な論点をまとめ、各オプションの意味を紹介し、「ARD活動」と「追加的活動」の規模と変動の幅を評価している。

第3部では「プロジェクト活動（自国以外での吸収源を利用する活動）」（議定書の中のいわゆる京都メカニズムに関連する活動）、持続可能な開発との関係、その他の交渉に際して有益と思われる情報をまとめている。

●討議における政治的な争点とは？

植林や、囲い込み型の森林保護といった、途上国での森林関連のプロジェクト活動、特にクリーン開発メカニズム（CDM）として吸収源が使われる可能性の問題と、途上国自身の国内政策への適用問題であったのかもしれない。つまり第二約束期間以降の「途上国の参加」問題を議論している面もあったと言える。

温暖化に関わるNGOの立場としては、問題の根源である化石燃料の消費削減につながらない吸収源を使うこと自体が先進国にとって問題の先送りであるとして、ばく大な抜け穴ができる吸収源CDMを批判しているが、米国の森林保護を進めてきた一部のNGOは、自分たちのプロジェクトを促進するインセンティブとして使いたい意図があり、NGO同士で対立する面もあった。仮に吸収源がCDMに入るようになったとしても、森林保護の活動については、ブラジルなど一部政府が、自国の土地を開発する主権を侵害するとして強硬に反対していることから、除外される可能性は高い。

●NGO側から見た問題点

原稿の段階からのあまりにもひどい後退や改変というのはほとんどなかったもので、この報告が示している科学的な整理に従って以降の討議が行われれば、ましな方向に進む可能性があるが、IPCCの報告が店晒しにされ、各国が好き勝手の論旨を取る方向で今後の議論は進みそうだ。今後NGO側でIPCC報告書の、

- ・勘定の対照性（排出側と吸収側の類似活動を共に対称的に勘定体系に組み込むべきこと、シンメトリカルアプローチ）の重要性
- ・不確実性に対処するためには自然活動をも対応活動として含むべきこと

などの箇所を、かみ砕いて紹介していくことで、IPCC報告書を活用することを目指す必要があるだろう。

●日本政府は吸収源で3.7%を獲得できる？

そもそも3.7%という数字には専門家の裏付けは全くなく、基準年の90年には森林の吸収量を算入せず、目標年の2010年頃の森林の吸収分だけを概算で算入したもので（自然に起こる植物の成長も人為的な活動の影響もすべてを計測で求める）、この報告書の科学性に沿った交渉が行われる限り実現は不可能である。

それでも、日本政府は、「交渉によって最大限3.7%を得られるよう努力する」として、少しでも多くを求めるという姿勢を未だに崩していない。

そのため、一旦は可能性のありそうなあらゆる抜け穴を主張して来ると思われるが、まず注意すべきなのは、「ARD活動」の勘定方式が、現実との科学的な整合性のないものが選ばれないようにすることである。

日本政府がこのように主張すれば、国内の森林での拡大造林や再造林において、今ある木を切る行為によるCO₂排出が全く勘定されないようにしてしまえるため、同じ論理で世界中の原生林が人工林にするという名目で切り倒されかねない危険な主張である。

●その後の国際交渉の動きは？

6月に開かれた下部機関会合SB12においては、8/1に締め切られる吸収源に関する各国のデータ提出に関しては、日本政府が主張した通り、各国政府が望むオプションのみの勘定方式でデータを報告すればいい、というとてもない話になってしまった。

仮に、加盟各国が好きなオプションを選ぶことができるなどということにCOP6で決まってしまうと、どの国も、勘定方式が会計学上の整合性のないものを選ぶようになってしまい、日本がかつて「世界の森喰い虫」と呼ばれたように、京都議定書が「森喰い」議定書と呼ばれることになるかもしれない。

きちんと政策・措置を取れば6%削減は達成可能！

「6%削減市民案 2000.6.29 バージョン」発表！

2月から始まった「地球温暖化防止 温室効果ガス6%削減市民案プロジェクト」(通称・6%プロジェクト)の中間報告がまとまりました。紙上でお知らせするとともに、京都・東京で説明会も開きますので是非ご参加下さい。(8面の案内参照)

●6%プロジェクトの概要と経緯

COP6に向けて日本政府の温暖化政策に対する代替案を提示する6%プロジェクトは、環境NGO・研究者・専門家が参加し、気候ネットワークが事務局を担い、2月にスタートしました。この市民案は、4月のG8環境大臣会合並行シンポ(4月8日・大津市)での公表を経て、今回が第2弾です。4月の段階では政府政策の問題指摘が中心で、市民案は枠組みだけでした。今回は、市民案の削減試算とそれを実現するための政策・措置(法制度や税制など)の全体について、中間段階の報告(2000.6.29 バージョン)がまとまりました。

これは、本プロジェクトの提案であること(気候ネットワークの総意といった文書ではない)、中間段階のものであること、いくつかの選択肢が考えられる中の一つのアイデアであることをご承知おき下さい。

●削減の枠組みと結論

4月に提案した通り、排出量取引や吸収源は使わず、国内の削減だけで6%を達成する枠組みです。またCO₂とHFC・PFC・SF₆に分けてそれぞれに6%削減します。

結論から言えば、技術的対策(効率向上など)と需要側への対策(需要削減など)を十分に行えば6%は国内の削減で達成できるという結果になりました。対策の実現には、様々な手法の政策・措置をきめ細かく適切に実行することが必要です。

ひとつだけで目標を達成できるような「特効薬」はなく、数多くの政策をきちんと実施する以外にないということです。

●実現可能性を重視した内容

今までも環境NGOは、20%以上削減できるような提案をいくつも出してきました。この6%プロジェクトでは、「6%」という数字は科学が求める温暖化防止には低い数字であることを承知の上で、6%なら、法制度や税制さえ整えれば今ある技術で極めて現実的に出来ることを示したものです。

そのため、原発は現状凍結、炭素税は率の低いものを導入する、など従来の環境NGOの主張からすると柔らかい内容になっています。技術的に出来るというのはもちろん、産業界や一般の人たちに受け入れられ易い内容にし、いわば政府がそのま

まこれをやれば6%削減が達成できる法制度や税制の提案にしています。

●CO₂削減の政府との違いと見通し

技術の見込みも極めて現実的な内容ですが、省エネ率などを政府より高く見積もっています(表1)。この他需要側の対策としては、自動車走行量などは政府よりも抑制出来るとしています。それに基づいて試算すると6%を超える削減が出来るという数字になりました(表2)。

●CO₂削減のための政策・措置

技術的対策や需要側の対策を実現するためにはどのような政策・措置(法制度や税制など)を実施すれば良いのでしょうか。結論の所に書いた通り、数多くの政策・措置をきめ細かく適切に実行することが必要です。その主要なものを整理したのが表3です。

●HFC・PFC・SF₆の削減と政策・措置

これらの3つの温室効果ガスは人工の化学物質であり、化石燃料の使用に伴って必ず発生するCO₂とは違います。管理が容易であり、様々な物質や技術により代替が可能です。

循環法

前進それとも後退？ ～「循環型社会形成推進基本法」が成立～

★基本法成立の背景

日本のCO₂の3割が鉄鋼など素材の生産で排出されており、資源も有限で、廃棄物処理も限界であることから、**中長期的な温暖化対策・環境対策**には、使い捨てをやめるのはもちろんのこと、物や建築物の寿命を大幅に伸ばし、大量生産・大量消費・大量廃棄を転換し、天然資源をなるべく使わずに再利用、リサイクルで賄う、という方向性が必要だ。

ところが、これまで、産業廃棄物で環境問題が生じても製造者は責任を問われず、一般廃棄物は自治体に処理を押しつけ、大量生産・使い捨て・大量廃棄を推進している面もある。法体系も大変複雑で(表1参照)、廃棄物処理は厚生省の所管の廃棄物処理法(廃棄物の処理と清掃に関する法律)、リサイクルは通産省のリサイクル法(再生資源の利用の促進に関する法律)と縦割りで分かれていた。また、容器などは容器包装リサイクル法、家電は家電リサイクル法と個別に縦割りで制定され、いずれも環境庁の関与はほとんどなかった。

★基本法の中身と課題

先の国会では廃棄物関係の6つの法律が成立した(表2参照)。そのうちの1つ「循環型社会形成推進基本法(循環法)」は与党三党による提案で、廃棄物に関連する法律の上位にあたる基本法となる。主な内容は以下の4点にまとめることができる。

1. 廃棄物のうち有用なものを「循環資源」とした
2. 処理の優先順位を(1)発生抑制、(2)再使用、(3)再生利用、(4)熱回収、(5)適正処分、と定めた
3. 国、自治体、事業者、国民の責務を定め、(1)事業者・国民の「排出者責任」を規定、(2)生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を定めた
4. 国が循環型社会形成推進基本計画を策定することとした

脱代替フロンの方を指して、直ちに自然物質への転換などを進め、最終的にはゼロにすべきものです。またこれらの3つのガスは、CO₂と違って冷媒・断熱材など長期に渡って「貯蔵」される用途があるので、その点も考慮します。

検討の結果、政府の前提などをそのまま使っても、既にある技術などで6%以上の削減は十分可能という数字になりました(表4)。

政策・措置については、HFC・PFC・SF₆は最終的にはゼロにすべきもの

なので、直接規制を中心とすべきで、工場での生産時の管理や使用・回収時の放出禁止・回収を義務付ける法規制を行う提案としています。

●意思決定過程の改革が必要

これらの政策・措置を実行するには、政策決定過程の抜本的な改革が不可欠です。政府の現在の地球温暖化政策は、誰がどこでどんな基準で決めたか不透明だという大きな問題があります。国会や環境NGOなども入った国全体の温暖化対策推進機関

を設けて、透明な過程の中で政策の立案・検討・実行・レビュー・フィードバックを行う仕組みを作る必要があります。

●皆さんのご意見をお待ちしています

「2000.6.29 バージョン」(A4版24ページ)はまだ中間まとめです。COP6に向けて更に検討して行きますので、皆さんのご意見・ご提案をお願いします。ご希望の方には郵便またはファクスでお送りしますので、東京事務所までお問い合わせ下さい。

表1 CO₂削減についての政府との主な違い

産業の効率向上を政府よりやや高く見積もる	鉄鋼業5.5%向上(政府=0%)
生産量想定を妥当なものにする	セメント生産量 8400万トン(政府=1億500万トン)
機器の省エネ向上を政府よりやや高く見積もる	冷蔵庫40%(政府=30.5%) テレビ40%(政府=16.4%) ガソリン乗用車36.3%(政府=22.8%)
ハイブリット車普及台数	240万台(政府=100万台)

表2 エネルギー起因CO₂の排出実績と見通し(単位:CO₂換算百万トン)

	基準年 1990年度	目標年 2010年	
		政府目標	本プロジェクト試算
エネルギー転換部門	77.4	81	78.8
産業部門	490.3	461	425.0
民生家庭部門	138.1	263	33.1
民生業務部門	124.5		117.7
運輸部門	212.4	249	224.5
その他	10.2		
合計	1053	1053	979.1
1990年比増減		±0%	-7.0%

表3 CO₂削減のための主な政策・措置

種類	政策・措置
規制	◆省エネ法(工場・業務ビル)の強化(基準値・対象範囲等) ◆省エネ法(機器・自動車)の強化(基準値・目標年・対象範囲等) ◆建築物(ビル・住宅)の省エネ基準の建築基準法への組み入れ(義務化)
自主協定	◆経団連環境自主行動計画の協定化・担保措置等
情報手法/ラベル	◆排出量や進捗状況などの一層の公表 ◆CO ₂ 排出量などの環境ラベル(表示)の拡充(機器・自動車)
経済的手法	◆全般的な炭素税(炭素トン当たり3000円(ガソリン1リットル2円)) ◆石炭(発電用の一般炭)への原油並み課税 ◆自動車税制グリーン化(燃費基準化) ◆ロードプライシング ◆費用効果的な削減プロジェクトへの財政支援措置、税制優遇等
アセスメント	◆公共事業計画の抜本的な見直し ◆事業の費用便益アセス・環境アセス
意思決定	◆温暖化対策推進機関(国会・行政・企業・専門家・環境NGOなどで構成)を設置し、政策全体を策定・毎年レビュー

表4 HFC・PFC・SF₆の排出実績と見通し(単位:CO₂換算百万トン)

	基準年 1995年度	目標年 2010年	
		政府目標	本プロジェクト試算
HFC	19.8	30	27.6
PFC	11.4	13	10.6
SF ₆	17.3	8	6.5
合計	48.5	51	44.7
1995年比増減		+5.2%	-7.8%

但し、「拡大生産者責任」は曖昧で、発生抑制の仕組みがなく、循環についての事業者の責務には「経済的に成り立つ範囲」などの制約があるなど多くの問題を抱えている。この法案制定過程では廃棄物問題に取組んできたNGOが拙速な法制化に反対に回ったこともこれらの問題を示している。また、与党三党内の議論だけで決まったのも、市民参加の点から見て問題である。将来の抜本的制度改革の第一歩との評価もできるのかもしれないが、前進だとしても大変小さい前進であり、今後なすべき課題は多い。

★個別法が乱立

基本法の他に、廃棄物の排出責任の強化(廃棄物処理法改正、厚生省)、パソコンやパチンコ台など対策の遅れていたもののリサイクル(リサイクル法改正、通産省)、建設廃棄物のリサイクル(建設リサイクル法制定、建設省)、食品系廃棄物のリサイクル(食品リサイクル法制定、農水省)などで対策が現状より強化された。議員立法で国や自治体のグリーン購入を進める法律もできた。ただし、(1)個別法の乱立で、本来求められるはずの総合的資源・生産・廃棄物行政からは遠のいた、(2)省庁再編により厚生省の廃棄物部門が環境省へ統合されるのを前に、一層縦割行政が強化されたともいえる。

表1 廃棄物関係の既存の制度

リサイクル	リサイクル法(通産省)	産業系のリサイクル、その他
	容器包装リサイクル法(厚生省)	容器包装のリサイクル率などを規定
	家電リサイクル法(厚生省・通産省)	家電4品目のリサイクル率などを規定
廃棄物処理	廃棄物処理法(厚生省)	廃棄物処理に関する規定

表2 廃棄物関係6法案

循環型社会形成推進基本法案	5/26成立	6/2公布	法律110号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生省)	5/26成立	6/2公布	法律105号
再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(通産省)	5/31成立	6/7公布	法律113号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律案(建設省)	5/24成立	5/31公布	法律104号
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律案(議員立法)	5/24成立	5/31公布	法律100号
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律案(農水省)	5/24成立	6/7公布	法律116号

自治体の温暖化防止の取り組み

4月11日に開催された第9回は「自治体の温暖化防止の取り組み」という「セクター」をテーマにした内容。環境自治体会議環境政策研究所総括研究主幹の中口毅博氏が自治体の温暖化防止の取り組みについて報告し、自治体環境自治体アドバイザー・川崎市職員の田中充氏がコメントを行い、会場とも活発な意見交換を行った。

中口氏は市町村に対する温暖化対策についてのアンケート調査の結果に基づき報告した。自治体の温暖化対策を(1)温暖化対策の総合化、(2)事業者としての行動、(3)啓発・支援、(4)脱温暖化インフラの整備と分類し、(3)の広報の取り組み以外は余り進んでいないと報告した。対策推進上の悩みとしては資金・人手・意識の不足や、国や県の取り組みの不足を挙げた。温暖化対策は、地域づくりの視点から多くのセクターと共同で進めるべきという意見を示した。実際の政策については、少数の自治体で実証実験を繰り返しながら政策パッケージを形成していくべきとした。

田中氏は川崎市の温暖化対策を中心とした地球環境保全行動計画を紹介した上で、一般的に自治体の温暖化対策は普及啓発が中心であり、現状は不十分だとした。その困難さとして、多部署にまたがる総合的な都市構造・経済構造などの対策が必要など挙げた。

これからの自治体の温暖化対策としては中口氏はグリーン発注（行政が発注の際に取引先企業に温室効果ガスの削減を要求するなど）やパーク＆ライドなどを挙げた。田中氏は地域環境税は属性がなく、税の公平性から自治体での導入は難しいと述べた。中口氏は大規模自治体のみならず、自治体の8割を占める小規模自治体の取り組みが重要であり、温暖化対策は地域の持続的発展から考える必要があるとした。

（杉山昌広／気候ネットワーク東京事務所ボランティア）

なお「第10回 省エネルギーの現状と展望」は、報告者が同じ中上英俊さんの京都の連続公開セミナー第17回（気候ネットワーク通信第12号のP.4）と内容が重複するので、省略させていただきます。

「Hot Talk Now! 温暖化」 連続勉強会

第9回 第11回 より

気候変動を巡る最新の科学

6月13日に開催された第11回のタイトルは「気候変動を巡る最新の科学」で、連続勉強会で初めての「自然科学ネタ」となった。市民フォーラム2001地球温暖化研究会の吉村純氏が温暖化の気候への影響の最新の知見を話され、東京大学大学院総合文化研究科広域システム科学系教授の高橋正征氏は寒い海の生物には水が必要という興味深い報告をされた。以下にトピックを3点紹介する。

●複雑な雲の影響

雲の影響には、地上近くの雲が増えて太陽光線を跳ね返して温暖化を抑える可能性と、高い雲ができて温室効果を高める可能性とがある。今あるモデルは温室効果を抑える効果を高めにしている可能性がある。来年報告されるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第3次報告では気温上昇は来世紀までに2度上昇という1995年の報告よりも大きくなる模様だ。

●台風は大型化して被害拡大？

温暖化による台風への影響は不明だ。台風が増えるという研究と、減るという研究がある。但し、たとえ数が減る場合でも、大型化して被害はかえって増えるとの報告がある。

●南極の氷の一部は融ける可能性

来世紀までに海面は約50cm上昇すると考えられている。この大半は海水の膨張、あとは陸上の氷河の融解であると予測されている。南極の水は融けないとされているが、ロス海など、氷が棚のようにぶらさがっているところでは融け出す可能性があり、海面上昇に影響する可能性がある。

●寒い海の生物には水が必要

寒い海では水の端にプランクトンが大量発生し、それをめがけて魚や他の生物が集まる。例えばかまぼこなど日本の加工水産食品の多くを占めるスケソウダラは、この水の端を追いかけ、プランクトンを食べて育つ。ところが、北極海、南極海の水がなくなると、こうしたプランクトンの集まる豊かな海がなくなり、水産資源や海の生態系が大きく変わることが予想される。

（東京事務所）

お詫びと訂正

本通信12号の4ページに誤記及び説明不足の点がございましたので、次のように訂正させていただきます。尚、書面にて恐縮ではありますが、関係各位にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

●家庭でのエネルギー消費の項（左列14行目から26行目）

【訂正後】現在日本の家庭でのエネルギー消費は増加傾向にあります。日本以外の先進国では、エネルギー消費は減少または横這い傾向にあり、これは生活レベルが一定水準に達するとピークに達し、後は減少傾向に向かうことを示す結果だといえます。日本のエネルギー消費が増加している要因の一つは、暖房需要の増加で、それには、住宅の断熱性能が大きく影響しています。例えば、ドイツやスウェーデンなどでは住宅の断熱構造化が進んでいるので、日本と比べて快適性も高く、効率的な暖房ができるようになっています。

●家庭でのエネルギー消費の項（左列32行目）

【訂正前】次世代基準に達する住宅は、約3割程度
【訂正後】次世代基準に達する住宅は、新築の約3割程度

●家庭でのエネルギー消費の項（中列1行目）

【訂正前】待機電力によるエネルギー消費量は、四国電力と北陸電力の販売電力量に等しいといわれている
【訂正後】日本全体の待機電力によるエネルギー消費量は、四国電力の販売電力量に近いといわれている

●省エネルギー政策の概要の項（中列34行目）

【訂正前】夜間の電力料金を下げる蓄熱型のエコアイズ
【訂正後】料金の安い夜間電力を利用する蓄熱型のエコアイズ

●省エネルギー政策の概要の項（中列35行目）

【訂正前】ピークカット
【訂正後】ピークシフト

●省エネルギーをめぐる新しい動きの項（右列11行目）

【訂正前】敷地面積
【訂正後】床面積

（注記）今年度の最新の調査の結果、待機電力のエネルギー消費量は、概ね四国電力の販売電力量の8割程度だと分かった。これは、460万世帯分の年間エネルギー消費量、または、千葉と埼玉の家庭用エネルギー消費量を合わせたものに匹敵。

Network

●都市型自然エネルギーのパイオニア達の熱い議論

5月21日、神奈川で開かれたアースデイのメインイベントとして「2000自然エネルギーパイオニア会議 in かながわ」が開催された。

自然エネルギーパイオニア会議は97年の京都会議をきっかけに誕生した。その目的は自然エネルギー利用に先駆的に取り組んでいる人々が一堂に会して語り合うことであった。その後回を重ね今回が5回目となる。今回は、これまで中心に進めてきたエコテックや地球の友に加え、地元のソフトエネルギープロジェクトが企画を行った。会議には200名を越えるパイオニアが参加して大いに盛り上がった。



今回の会議の特徴は2点ある。まず第一点は、主役が大都市のパイオニアだということである。地域のパイオニアを主役にした試みとして画期的であった前回の小諸での会議の参加者は農山村に囲まれた小都市のパイオニアであったが、今回はエネルギーの大消費地である大都市のパイオニアが主役となり、自然エネルギー利用について語り合った。もう一点は、分科会形式をとったことである。自然エネルギーに追い風が吹きパイオニアの数と試みの多様性が広がってきた現在では、顔をつきあわせるだけでなく1つ1つのテーマをより具体的に討議し、パイオニアの先行例を基礎に具現化することが要請されていると考えたからだ。分科会は、

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| [1]環境エネルギー教育のパイオニア | [2]自然エネルギーの活用住宅のパイオニア |
| [3]市民共同発電所のパイオニア | [4]省エネルギーのパイオニア |
| [5]バイオマス・小水力のパイオニア | [6]太陽光発電所のパイオニア |

に分かれてもたれた。分科会のテーマは自然エネルギーの活用についてであり、パイオニアの関心が多面的になっていることを表している。しかも、それぞれの分科会で多岐にわたる内容の発表・議論がなされ、自然エネルギーの応用が急速に進み、関心も高まっていることが伺えた。その分科会での議論を通じて、エネルギー消費者として暮らす人達でも自然エネルギーを作り出すことが可能だということを確認した。そして、市民一人ひとりが自然エネルギーのパイオニアとなる日を目指し、自治体や企業との共同や政府に働きかけて社会的土壌を醸成し、各地各分野でパイオニア活動を進展させることを合意する胸の「パイオニア宣言 in かながわ」が全員で熱く討議されたのち採択された。

(都筑 建／エコテック)

Miyagi

●ストップ温暖化センターみやぎ（宮城県地球温暖化防止活動推進センター）設立まで

財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク（MELON）が、5月22日宮城県から「地球温暖化対策の推進に関する法律」にもとづき「ストップ温暖化センターみやぎ」として指定を受けた。1999年7月13日 MELON 第2回理事会にて設置に向けての審議を開始、8月12日櫻井常矢理事（気候ネットワーク常任運営委員）の呼びかけによる理事4名にて「地球温暖化防止活動推進センタープロジェクト」の第1回検討会議を開催、その後宮城県及び環境庁との協議を重ね、2000年1月11日 MELON 第5回理事会で決定して指定を申請をしていた。この間、センターの運営資金、センターの設置場所、NGOが行政の機関の指定を受けるといふことのメリット・デメリットの3点を議論してきた。

このセンターは、北海道、兵庫、広島に続いて指定された法律にもとづく都道府県センターであるが、NGOの運営によるはじめてのセンターである。広く市民の参加や協力を得ながら運営活動を行うことになる。

6月1日、北條祥子センター長を中心に活動を開始し、持続可能で豊かなくらしができることを目指し、温暖化防止に関する情報提供・啓発、調査研究、政策提言、ネットワーク作りなどの活動推進に取り組んでいる。連絡先は TEL.022-301-9145、FAX.022-219-5710（ストップ温暖化センターみやぎ）。

(濱畑 哲／MELON 事務局次長)

温暖化に関する多様なテーマについての報告・討議の場である連続公開セミナーにご参加ください。各回とも会員無料、一般500円です。

	日時	内容	講師	場所
第20回	7月4日(火) 18:30~21:00	「環境税の最新動向」 温暖化を防止するためにはどのような税制や経済制度が必要なのでしょう。最新の政府の動きも含めて報告・議論します。	植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授	ウイングス京都
第21回	8月3日(木) 18:30~21:00	「どうする代替フロン! 強力な温室効果ガス」 フロン類の徹底した取替りを行う法律を持たない日本の現状。そして、特定フロン等によるオゾン層破壊を回避のために登場した代替フロンは一離去する前にまた一難をまたらしています。フロンに関する諸問題を多角的な視点で報告・議論します。	西園 大実 群馬大学助教授 ストップ・フロン全国連絡会 野口 陽 滋賀県電器商業組合環境委員長	ウイングス京都

地球温暖化防止 温室効果ガス6%削減市民案プロジェクト「6%削減市民案2000629バージョン」発表&意見交換会

6%削減市民案について報告、意見交換を次の日程で行います。ぜひご参加ください。(参加費: 気候ネットワーク会員無料、一般500円)

【京都】(ウイングス京都/京都市中京区).....7月14日(金) 18:30~21:00

【東京】(東京ウィメンズプラザ第2会議室/渋谷区).....7月17日(月) 18:30~21:00

<気候ネットワーク・出版記念コンテスト>

子どもたちに温暖化問題を伝える作品を大募集!

気候ネットワーク編著による書籍『よくわかる地球温暖化問題』の出版を記念し、本書を読んで、感じたこと・学んだことをわかりやすく子どもたちに伝える素材となる作品を募集します。また、本コンテストへのスポンサーも募集しております。

【募集要項】

【募集作品】『よくわかる地球温暖化問題』の中身をわかりやすく子どもたちに伝える作品
(部門1)本書の全部または一部を子ども向けに書き改めたテキスト
(部門2)作文・詩・イラスト・ポスター・工作物・音楽など。作品のスタイルは一切問いません。ただし作品は環境に負荷を与えない素材やリサイクル品の利用をお願いします。

【応募資格】 お子様から大人まで、応募年齢や個人・団体は一切問いません。
グループやクラス・学校単位でのご応募も受け付けます。

【募集期間】 2000年7月15日~11月15日

【賞金・賞品】 特賞作品には10万円と賞品、入賞作品には賞品をご用意いたします。

【応募方法】 氏名、年齢、住所、電話番号、Eメールアドレス、団体名、学校名、を明記し作品に沿って郵送ください。

【応募先】 気候ネットワーク (京都事務所)

(発表) 入賞作品は、12月9・10日(予定)に開催する気候ネットワーク・シンポジウム「市民が進める温暖化防止2000(仮称)」で発表します。

※応募作品の著作権は気候ネットワークに帰属し、作品は、気候ネットワークの今後の活動の中でパンフレットやポスター、発行物等で使用する場合ががございます。

事務局から...

●気候ネットワーク2000年度総会を行いました。

1999年度の活動及び収支報告と2000年度の活動及び予算が承認されました。

●ボランティア・研究会メンバーを引き続き募集しています。

●ゼロ・コーポレーションに会議室をお借りしました。

ご支援に厚くお礼申し上げます。

気候ネットワーク通信「気候Network」13号

2000年7月1日発行(隔月1日刊)

代表: 浅岡 美恵/副代表: 須田 春海/事務局長: 田浦 健朗

編集: 木原 浩貴 /アートディレクター: 山口洋典

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

604-8124 京都市中京区高倉通四上ル高倉ビル305

Tel. 075-254-1011 FAX.075-254-1012

E-mail. kikonet@jca.apc.org

URL. http://www.jca.apc.org/kikonet/

<東京事務所>

102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2階

Tel. 03-3263-9210 FAX.03-3263-9463

E-mail. kikotko@jca.apc.org

郵便振替口座: 00940-6-79694 (加入者名: 気候ネットワーク) 銀行振込口座: 東京三菱銀行 京都支店 普通口座 1370852 (気候ネットワーク)

みんなで「Hot Talk Now!? 温暖化」

話そう!

連続勉強会

第12回: 7月11日(火)「バイオマスエネルギーの可能性と展望」

報告: 熊崎実 (筑波大学名誉教授)

コメント: 小島健一郎 (木質バイオマス利用研究会)

第13回: 8月8日(火)

「COP6に向けた「吸収源」の行方 IPCC特別報告を受けて」

報告: 小倉正 (元JATAN (熱帯林行動ネットワーク) / 気候ネットワーク常任運営委員)

コメント: 橋本征二 (熱帯林きょうと / CASA)

時間: 18:45~20:45

場所: 環境パートナーシップオフィス会議室

(渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山地下2F)

参加費: 会員300円・一般800円

申込み・問合せ: 気候ネットワーク東京事務所

自然エネルギー学校第二期受講生募集

自然エネルギー学校・京都を9月から11月のペースで2月まで行います。バイオマス、太陽光、雨水利用、小型風力、省エネ住宅、グリーン電力などをテーマに、講義、実習や見学を通して、自然エネルギーを取り入れ、普及させるためのプログラムを実施します。

ただいま受講生を募集しております。定員になり次第締め切りますので、毎回参加が可能な方はお早めにお申し込みください。(定員30名)

お問い合わせ・申し込みは気候ネットワーク事務局まで。

(主催: 気候ネットワーク・環境市民・エコテック)

気候ネットワークより待望の書籍発行!!

「よくわかる地球温暖化問題」



気候ネットワーク編

中央法規出版

定価 本体1800円(税別)

2000年6月30日初版第1刷発行

(A5判・230頁)

「解説+用語集+資料」で完全理解。

気候ネットワークが、初めて一般書籍を出版いたしました。地球温暖化問題の理解に必要な情報をコンパクトに収めた便利ブックです。

本書は「解説の部」で温暖化の科学、国際的な動向、国内の対策を網羅しています。さらに理解を助けるために関連する用語集がセットになっています。

個人利用に、グループ研究に、学校のテキストに、研究者のハンドブックに、と温暖化問題に関心のある方すべてにお勧めの1冊です! どうぞお近くの書店でお求め下さい。

会員の方には1割引で販売いたします。まとめてお買い求めの場合は気候ネットワークへ直接ご連絡ください。(但し送料が別途かかりますので、1冊でしたら書店で購入した方が割安です)